

福島第一原子力発電所事故の損害賠償等として避難者に対する生活基盤の保障等の速やかな確保を求める意見書

2011年(平成23年)5月30日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 福島第一原子力発電所事故に関する政府の指示により避難する住民が、円滑な避難を行うことができるよう、政府の責任において、損害賠償の一環として、地方自治体とも連携し、地域コミュニティを維持できる適切な避難先、避難費用、雇用先等の避難後の安定した生活基盤を確保すること。
- 2 政府の指示を待たずに、放射能の被ばくを避けるために避難する住民に対しても、避難の必要性・合理性に応じ、前項に準じて円滑な避難のための援助と損害賠償を実施すること。また、放射能汚染の評価をふまえ、避難区域・避難対象者の拡大にも柔軟に対応すること。

第2 意見の理由

- 1 国には原状回復に準じた生活基盤等の確保を行う責任がある

福島第一原発事故に関して、政府は、原子力災害対策特別措置法に基づき、第一原発から半径20キロ圏内及び第二原発から半径10キロ圏内について住民の避難を、第一原発の20～30キロ圏内について住民の屋内退避を、それぞれ指示した。さらに、4月22日には、第一原発の半径20キロ圏内について原則立入禁止となる警戒区域とし、警戒区域周辺の5町村の全部又は一部について計画的避難区域に、5町村の一部について緊急時避難準備区域にそれぞれ指定したうえ、計画的避難区域については5月中の避難完了を求めている。

これらの政府による避難等の指示は、すでに発生し累積している高い放射能と、事故が未だ収束しておらず今後も発生が否定できない放射能による被ばくから住民を守るための措置として、最小限必要な措置であると考えられる。

もとより、長年住み慣れた土地・地域からの避難を強いられる住民にとっては、生活・労働・生産基盤のすべてを喪失することを意味するのであって、適切な避難先、避難費用、避難後の安定した生活基盤が確保されなければならない。事故を発生させた東京電力は、まず放射能汚染を除去し原状回復することを基本とすべきではあるが、それがただちには困難な場合でも、地域コミュニティを維持できる避難先の確保や避難先での雇用の確保など、可能な限り従前

どおりの生活を保障するため原状回復に準じた適切な措置をするべきである。また、これまで原子力政策を国策として推進し、上記避難を指示した政府も、こうした原状回復に準じた生活基盤等の確保を行う責任がある。

原子力損害賠償紛争審査会は、4月28日、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（「第一次指針」）」（案）をとりまとめ、上記の政府による避難等の指示に係る損害については基本的に賠償されるべきである旨を明確にした。しかし、同指針は、あくまで事後的な損害賠償の「一般的な指針」を定めるに過ぎず、今まさに政府の指示により避難を余儀なくされている者に対する責務としては、上記のとおり損害賠償の措置だけでは、全く不十分である。

2 必要かつ合理的な自主的な避難についても賠償の対象とするべきである

また、第一次指針は、政府の指示によらずに自ら避難した者の損害は対象とされていない。しかし、政府による避難等の指示がされていない地域の中にも、伊達市の一部など、空間放射線量が避難等の指示がなされた地域と同等ないしこれよりも高い場所があるが、これらの地域の住民が、政府の指示を待たずに被ばくを避けるために避難するのはやむをえない行動といえる。また、たとえ、空間放射線量がこれより低くても、放射能の影響は科学的には明確でないのであるから、特に放射線感受性が高い胎児・幼児・子どもを持つ者が、被ばくを避けるために避難するのは、予防原則から言って当然の行動である。

したがって、たとえ政府による避難等の指示がないとしても、放射能による被ばくを避けるために避難することが必要であり合理的である場合には、その損害が賠償されるべきであり、今後作成される予定の第二次指針では、この点についても考慮するべきである。

もとより、政府はこれらの場合には、住民の安全の観点から避難区域や避難対象者の拡大を柔軟に行うべきである。

以上